加算（減算）等届出一覧表（提出方法・必要書類）

【通所リハビリテーション】

１　届出が必要な加算の内容、提出方法、必要書類

○　加算を算定しようとする場合には、事前に市に対して次の届出の提出が必要です。（届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。）

○　加算の体制が変更となる場合においても、改めて市に届出を提出してください。

★　運営規程（料金表）については、添付して提出する必要はありませんが、各事業所において必ず加算項目の追加・削除を行ってください。

【届出書類等】 **※該当する加算の添付書類のほかに右記の書類を提出してください。**	・加算届出書 ・体制等状況一覧表 ・加算届管理票（届いた旨の返送が必要ないならば不要） ・返信用封筒（110 円切手を貼り返信先の宛名を明記してください。届いた旨の返送が必要ないならば不要）

○　加算ごとに、次の書類を届出に添付してください。

加算等名称	添付書類	備考
0　人員欠如による減算 （減算の解消）	・勤務形態一覧表	勤務形態一覧表は人員が欠如した月（解消した場合は解消した月）のもの。
1　ＬＩＦＥへの登録		※登録している場合のみ
2　高齢者虐待防止措置実施の有無	・なし	
3　業務継続計画策定の有無	・なし	
4　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応（３％加算、規模の区分の特例）【介護給付のみ】	・届出様式 ・事業所規模点検書	事業所規模点検書は、「利用人数計算シート」でも可
5　時間延長サービス加算 【介護給付のみ】	・勤務形態一覧表	勤務形態一覧表は加算算定開始月のもの。全配置職員について記載。 ※時間延長対応者に○をつけてください。
6　リハビリテーション提供体制加算 【介護給付のみ】	・勤務形態一覧表	勤務形態一覧表は加算算定開始月のもの。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のみ記載。
7　入浴介助加算（Ⅰ）・（Ⅱ） 【介護給付のみ】	・浴室の平面図等	
8　リハビリテーションマネジメント加算（イ・ロ・ハ） 【介護給付のみ】	・なし	

9　リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明 【介護給付のみ】	・なし	
10　認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ・Ⅱ） 【介護給付のみ】	・勤務形態一覧表 ・資格証の写し（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）	勤務形態一覧表は、加算算定月のもの。当該加算に係る配置職員のみ記載。
11　生活行為向上リハビリテーション加算	・勤務形態一覧表 ・資格証の写し（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）※	勤務形態一覧表は、加算算定月のもの。当該加算に係る配置職員のみ記載。 ※理学療法士、言語聴覚士を配置する場合は、資格証の他に生活行為の内容の充実を図るための研修を修了したことが確認できるものが必要。）
12　若年性認知症利用者受入加算	・なし	
13　栄養アセスメント加算 栄養改善加算	・勤務形態一覧表 ・資格証の写し（管理栄養士）	勤務形態一覧表は、加算算定月のもの。当該加算に係る配置職員のみ記載。
14　口腔機能向上加算	・勤務形態一覧表 ・資格証の写し（言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員）	勤務形態一覧表は、加算算定月のもの。当該加算に係る配置職員のみ記載。
15　一体的サービス提供加算 【予防給付のみ】	・なし	
16　中重度ケア体制加算 【介護給付のみ】	・中重度ケア体制加算に係る届出書（別紙 22） ・利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙 22－2） ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し（看護職員）	勤務形態一覧表は、加算算定月のもの。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員のみ記載。
17　科学的介護推進体制加算	・なし	
18　移行支援加算 【介護給付のみ】	・通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書（別紙 24） ・評価対象期間に利用者が通所介護等へ移行したことがわかる書類	加算（取下げを含む。）の届出は、毎年３月 15 日が締め切りです。
19　サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 14－３）	
20　介護職員等処遇改善加算	**３　加算届の共通「０．介護職員等処遇改善加算」をご参照ください。**	

21　上記加算の取下げ （減算の解消）	・なし	
22　施設等区分（事業所規模）の変更【介護給付のみ】	・事業所規模点検書	事業所規模の変更は、毎年３月 15 日が締め切りです。

２　届出時期

算定開始月の前月15日が締切りです。

（例：令和６年６月１日から加算を算定しようとする場合　→　令和６年５月15日までに届出）

３　郵送の際の留意点

必要書類は控えを取り、事業所で保管してください。

（宛先）　〒　238-8550　横須賀市小川町 11

横須賀市　指導監査課　居宅介護サービス担当　行

４　加算届の受理書について

○　受理書は、再発行しませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管してください。
〔受理書は、市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。〕

○　受理書は、同封された返信用封筒にて返送します。

○　加算届管理票の添付がないと受理票を発行しませんので、必ず添付してください。

○　介護情報サービスかながわの掲載情報の変更は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。

☆　郵送用ラベル：こちらをコピーの上、使用されると便利です。

↓

238－8550

横須賀市小川町11

横須賀市指導監査課居宅介護サービス担当御中

＜加算届在中＞